

## 第 17 回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日 時：令和 2 年 11 月 16 日(月)

13 時 30 分～ 時 分

場 所：第 4 委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員  
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、中谷庶務係長、近重議事係長

---

### 議 題

#### 1 政務活動費の広聴費について

(1) 広聴費の支出状況について（県内 8 市）

資料 1-1

(2) 県外他市の広聴費運用基準と支出状況について

資料 1-2

(3) 広聴費抜粋【全国市議会議長会】政務活動費に関する Q&A（参考指針）について

資料 1-3

#### 2 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

(1) 議員政治倫理条例の改正にかかる検討項目について

資料 2-1

(2) 他市の政治倫理条例一覧（審査請求・審査会の委員、審査会の公開、条例の特徴）

資料 2-2

(3) 他市の政治倫理基準・請負等に関する規定一覧

資料 2-3

#### 3 その他

○次回開催 月 日（ ） 時 分 第 4 委員会室

◆広聴費の支出状況について(県内8市)

| 自治体名  | 浜田市                                                                                                                                                                                                                                                       | 松江市                                                     | 出雲市                                                                               | 益田市                                            | 大田市                                            | 安来市                                                                                                                                                                                                | 江津市                                            | 雲南市                                                                                                                                          |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交付対象  | 議員                                                                                                                                                                                                                                                        | 議員及び会派                                                  | 会派                                                                                | 議員                                             | 議員                                             | 会派                                                                                                                                                                                                 | 議員                                             | 議員                                                                                                                                           |
| 交付額   | 議員＝10万円                                                                                                                                                                                                                                                   | 議員＝25,000円×12月＝30万円<br>会派へ15,000円×12月＝18万円              | 会派に所属する議員1人あたり年額45万円(所属していない議員も1人<br>会派とみなして支給)                                   | 年額12万円                                         | 年額12万円                                         | 月額2万円×12月＝24万円                                                                                                                                                                                     | 年額12万円                                         | 月額1万5千円×12月＝18万円                                                                                                                             |
| 支払方法  | 4月に交付決定、後払い(年度終了前に交付を求めるときは4月から9月までの政務活動の期間が終了した後に交付可)                                                                                                                                                                                                    | 年度終了後に後払い(年度終了前に交付を求めるときは4月から9月までの政務活動の期間が終了した後に交付可)    | 4月に1/2交付、10月に1/2交付、年度末に精算                                                         | 4月に1/2交付、10月に1/2交付、年度末に精算                      | 5月に一括交付、年度末に精算                                 | 概算払い(会派が必要と認めた場合にその都度概算で交付申請)                                                                                                                                                                      | 4月に一括交付、年度末に精算                                 | 4月に1/2交付、10月に1/2交付、年度末に精算                                                                                                                    |
| 広聴費   | ○                                                                                                                                                                                                                                                         | ○                                                       | ○                                                                                 | ○                                              | ○                                              | ○                                                                                                                                                                                                  | ○                                              | ○                                                                                                                                            |
| 対象経費  | 議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費<br><br>(備考)印刷製本費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等                                                                                                                                                                       | 会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費<br>※議員にはなし | 会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等に要する経費<br><br>(具体例)資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等 | 議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 | 議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 | 会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費                                                                                                                                                      | 議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 | 議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費                                                                                               |
| 運用基準等 | 【内容】<br>議員が行う住民からの意見聴取、住民相談等の開催に係る会場使用料、垂れ幕、看板等の作成費、お茶代、アンケート用紙やDM等又は懇談会や住民相談会等で使用する書類の作成費、はがき代<br><br>【支出することができるもの】<br>・会場使用料<br>・資料印刷費<br>・会議に伴う湯茶、茶菓子代<br><br>【支出できない経費】<br>●飲食費<br>議員のお茶代・飲食費<br>※はがき、切手など・・・当該年度中に使用するもののみ支出可能<br>従って必要な使用枚数のみ購入のこと |                                                         |                                                                                   |                                                |                                                | 【内容】<br>会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費<br><br>【細目】<br>会場費、器材借上費、印刷費、交通費、茶代等<br><br>【支出することができるもの】<br>・会場使用料<br>・印刷製本費<br>・会議に伴う湯茶、茶菓子代<br><br>【支出することができないもの】<br>・会議に伴う湯茶、茶菓子以外の飲食費 |                                                |                                                                                                                                              |
| 支出状況  | H29～R1年度:実績なし<br>H28年度:1名 13,776円(アンケート実施費用)<br>H27年度:実績なし                                                                                                                                                                                                | R元年度:支出なし<br>H30年度:支出なし                                 | R元年度:支出なし<br>H30年度:支出なし                                                           | R元年度:支出なし<br>H30年度:支出なし                        | R元年度:1人 3,240円(市政報告会開催 内訳は不明)<br>H30年度:支出なし    | R元年度:支出なし<br>H30年度:支出なし                                                                                                                                                                            | R元年度:支出なし<br>H30年度:支出なし                        | R元年度:議会報告会負担金を全議員で按分 1,117円/1人(支払先は議会事務局)<br>※H24年度から議会報告会を政務活動として支出している。事務局が集金し、印刷代、会場使用料、飲み物代等の経費に充てる。定例会ごとに班に分かれて実施。会場の予約や案内など議員主体で行っている。 |

【広聴費部分を抜粋】

# 政務活動費に関するQ & A

## (参考指針)

平成31年2月  
全国市議会議長会

## 4 広聴費、会議費

**広聴費：**会派（議員）が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）

**会議費：**会派（議員）が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費（会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）

Q 広聴費、会議費に対する支出について、どのように適否を判断すべきですか。

A 会議費については、その会議の場所が飲食店の場合や、その内容が政務活動以外の参加者間の懇親その他の目的と推測される場合、按分した一定割合または全額について政務活動費の支出を認めない判例等があります。

したがって、**広聴費や会議費の支出については、支出の根拠となった会議の開催場所が政務活動を行う場所として適当なのか、会議の内容が主に市政に関する意見交換や議論などを行うための会合なのか、参加者や参加対象者が後援会のメンバーといった特定のメンバーやグループになっていないかなど、政務活動の一環である会議としての要素を備えているか、十分に吟味する必要がある**と考えられます。

具体的な事例として、次の判例等があります。

### 【平成20年（行ウ）第4号（平成24年2月3日 青森地裁）】

会議費として支出された「市民と語る会」については、領収書の発行主体が飲食店（和風スナック）であること、会の内容も後援会員23名と市政を語るというものであったとされていることからすれば、同会の実態は専ら後援会員らによる飲食を伴う私的な会合であったことがうかがわれ、上記疑問に対する合理的な説明はないから、本件使途基準に合致しない支出と認める。

### 【平成19年（行ウ）第134号（平成25年2月27日 大阪地裁）】

広聴費に関する本件使途基準にいう「政策等に対する要望又は意見を聴取するための会議」に当たるというためには、少なくとも政策等に対する要望又は意見の聴取を目的とする会議であることが必要であると解されるところ、ベビーヒーリングタッチ教室の広告にはそのような目的があることをうかがわせる記載が全くないことや、各教室の参加者に対し、要望又は意見を聴取する前提として、何らかの政策等が示されたことをうかがわせる証拠もないことなどからすると、各教室の主たる目的は、ベビーヒーリングタッチやヨーガを参加者に教えることにあったと推認するほかない。そうであれば、仮に各教室に当該会派が主張するような効果があったとしても、それは教室開催の副次的な効果にすぎないのであって、各教室が上記「政策等に対する要望又は意見を聴取するための会議」であると認めることはできない。

【平成24年（行ウ）第66号（平成26年3月26日 横浜地裁）】

A会主催の市政報告、意見交換会については、市政報告が含まれる点で市政に関連があり政務調査活動の性格を有するといえるが、他方で、A会はS議員の政治活動を支援すると共に地域の要望・意見交換をすることを本来の目的とする団体であることが認められるので、政治活動としての性格も併有しているといわざるをえない。したがって、本件使途基準と「手引き」に従い、会費を按分すべきであり、会合の実態が明らかでないため、2分の1を超える部分が目的外支出と認められる。

【平成28年（行コ）第2号（平成29年3月30日 広島高裁）】

【原審：平成25年（行ウ）第12号（平成28年4月27日 岡山地裁）】

市政報告会に要する経費は、その実態が、調査研究活動や議会活動、市の政策の報告等とは離れた専ら選挙活動のための集会や後援会活動のための集会、私的な懇親のための会合であると推認できるような事情がない限り、それに要した費用全額について、使途基準に適合しないということとはできない。

【平成28年（行コ）第12号、同第20号（平成29年4月21日 仙台高裁）】

【原審：平成23年（行ウ）第2号（平成28年5月17日 山形地裁）】

新年会は、その名称からして、飲食をし、親睦を図ることを目的とする会合であるものと解するのが自然であって、上記参加費の支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められるものというべきところ、被告は、経済の状況、展望、就職状況等についての意見交換を行った旨の報告書及びA議員作成の陳述書を提出しているものの、これを客観的に裏付ける証拠はない。

そうすると、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるといふべきである。

【平成26年（行ウ）第2号（平成29年11月2日 仙台地裁）】

A議員は、自らの活動及び市政についての報告並びに市民からの要望の聴取のための集会を開催し、そのための会場使用料が政務調査費から支出されたことが認められる。

そして、証拠及び弁論の全趣旨によれば、上記のような活動報告等のための集会を開催することは、市政に関する情報を市民に広報する側面を有するものの、それと同時に議員が自らの活動や調査結果を市民に報告すること（その際に、政治活動、後援会活動としての側面も有する広報誌を配布することもある。）によって支援者を獲得、保持するなどの政治活動、後援会活動としての側面も有すると認められる。

そうすると、上記のような会場使用料は、一般的、外形的事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される経費であると認められるところ、上記会場使用料に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以

外の活動に利用された割合について、被告らから客観的資料に基づく立証は行われていない。

したがって、上記の会場使用料の2分の1を超える金額が、本件使途基準に合致しない違法な支出と認められる。

**【平成26年（行ウ）第15号（平成30年1月31日 岡山地裁）】**

広聴費として認められるか否かの判断に当たっては、市政又は会派の政策に関する意見や要望を聞くことを目的とした会合について、当該会合の内容と上記目的との関連性、支出額が内容等に照らし相当であるといえるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性を有するものといえるか否かについて審査すべきである。

**【平成29年（行コ）第5号、同第13号（平成30年2月8日 仙台高裁）】**

**【原審：平成25年（行ウ）第11号（平成29年1月31日 仙台地裁）】**

当該勉強会は、開会の挨拶、15分程度で議員による市政報告、10分程度で県政報告、50分ないし1時間の講師による勉強会、昼食という次第であり、（中略）50分ないし1時間の勉強会のみを取り上げれば、調査研究活動との合理的関連性がないとはいえないものの、案内文の体裁からして開催主体は当該議員の後援会であるし、全体の式次第や会費からすれば、後援会員か否かにかかわらず、広く市民を招いて行うことを目的とするものとは言い難く、また、平成24年3月23日の勉強会については、案内文末尾に勉強会に引き続いて世話人会を開催することが予定されていたことからすると、いずれの勉強会も、全体としてみれば、後援会員同士の親睦を図り、後援会を盛り上げることなどを目的とした後援会の一行事であるというほかない。

この点、被告補助参加人（会派）は、当該勉強会は、会議開催時間のうち4分の3は市政報告、県政報告及び勉強会（テーマは震災復興に関する内容である。）に充てられており、少なくともその限度では市政との合理的関連性が認められるから、後援会活動としての側面があったとしても、調査研究活動としての側面は必ずしも失われないと主張しているが、二度の勉強会が市政に関する見識を市民に広める効果を有する側面がわずかにあるとしても、後援会の一行事として行われている以上、調査研究活動の目的が後援会活動目的とは別個に存在していたとは言い難く、被告補助参加人（会派）の主張は採用できない。

以上によれば、当該勉強会のための会議室料及び会場費について支出した会議費は、調査研究活動以外の目的で行われたものとして、支出額の全額が使途基準に合致しない違法な支出であるものと認められる。

**【平成29年（行コ）第229号（平成30年5月24日 東京高裁）】**

**【原審：平成23年（行ウ）第8号（平成29年6月29日 宇都宮地裁）】**

「国会議員A出版記念パーティ及びナビゲーターとの意見交換会」は、その記載からす

れば、同パーティは単なる祝賀会とも思われるが、領収書等の写しの「使途の内容」欄や他の証拠を見ると、国会議員Aが中心メンバーとなって設立された国民運動体Bのナビゲーターらと、今後の日本の在り方について明治維新との比較を含めて意見交換をしたと記載されており、上記「国会議員A出版記念パーティ」の際に、国民運動体Bとの意見交換会があることは合理性がないとはいえず、日本の在り方を話し合うことで、栃木県の在り方や行政への考え方の参考になることも十分にあるため、上記パーティが政務調査と関連性がないとは認められない。これに対し、1審原告は、意見交換会といっても、祝賀パーティ内における挨拶、会話程度のものと容易に想像される旨主張するが、一概にそのように推測することはできず、上記主張は採用できない。

【平成29年（行コ）第229号（平成30年5月24日 東京高裁）】

【原審：平成23年（行ウ）第8号（平成29年6月29日 宇都宮地裁）】

本件のように、後援会総会に先立ち、後援会会員を相手方として行われる会議は、外形上後援会活動であると疑われることから、このような場合には、調査研究との間に合理的関連性を認めるべき特段の事情を会派又は議員が主張立証する必要がある。

参加人（会派）は、総会前の会議は後援会会員以外の方も出席しており、県政に対する要望を聞き取りするものであった旨、後援会会員を対象にしているものであれば、政務調査費として計上はしない旨主張する。

しかし、総会前の会議に後援会会員以外の人も出席していたことや、調査研究と合理的関連性を有する内容の会議を実際に行っていたことを認めるに足りる証拠はない。これに対し参加人（会派）は、長期間が経過しているため、会議資料等がないと主張する。しかし、長期間が経過した後に住民監査請求及び本件訴えの提起がされたということはできない。また、参加人（会派）は、会議費について、後援会活動が明白でない限り、適法な支出であると推定すべきと主張するが、上記説示のとおり採用できない。さらにまた、参加人（会派）は、上記会議の後の後援会の飲食代については、後援会の収支報告書に計上され、政務調査活動と区別されていた旨主張するが、上記会議の内容を認めるに足りる証拠はなく、同会議と調査研究との合理的関連性を認めることはできない。

そうすると、当該支出は、本件使途基準に適合しない違法な支出である。

【平成29年（行コ）第229号（平成30年5月24日 東京高裁）】

【原審：平成23年（行ウ）第8号（平成29年6月29日 宇都宮地裁）】

会議費として、平成21年5月23日の県政報告会に係る会場代等を合計30万円支出し、平成22年3月26日ないし同月28日の3日間にわたる県政報告会に係る会場費として合計9万円を支出したことが認められる。

平成21年5月23日の県政報告会につき、原告は、県政報告会及び懇親会が行われ、後援会長のあいさつがあった旨主張するが、それを裏付ける証拠はない。

もつとも、県政報告会については、政務調査の部分とそれ以外の部分につき、証拠上、按分割合が不明であることから、そのための支出については、2分の1を超えて政務調査費から支出することはできないというべきである。

また、平成22年3月26日ないし同月28日の県政報告会に係る会場費（寿司屋）の支出については、一見すると親睦又は飲食を目的とする会合の会費と思われるところ、県政報告会を行ったと認めるに足る証拠は存しない。

なお、領収書等の写し及び政務調査活動記録票には、3日間にわたり、参加者を50名とする県政報告会を行った旨の記載があるが、証拠及び弁論の全趣旨によれば、当該会場（寿司屋）において、50名を収容することはできないと認められるから、県政報告会が行われたということとはできない。

そうすると、上記支出のうち、平成21年5月23日に係る支出のうち、その2分の1に相当する15万円の支出については、本件使途基準に適合する支出であると認められるが、それ以外の24万円の支出については、本件使途基準に適合しない違法な支出であるといえる。



## ◆議員政治倫理条例の改正にかかる検討項目について

### 検討項目

#### 1. 審査請求（第 5 条）

【現状】議員だけが審査請求できる。

議員 2 人以上が連署する書面により行わなければならない。

#### 2. 審査会の委員（第 8 条）

【現状】委員は、議長が議員のうちから任命する。

委員の任期は、議員の任期とする。

#### 3. 審査会の公開（第 14 条：調査審議手続き等の非公開）

【現状】審査会の行う会議又は調査審議の手続きは、公開しない。

ただし、過半数の同意があるときは、この限りではない。

#### 4. その他

①政倫審条例遵守の宣誓書や誓約書を提出（米子市、防府市、檀原市、水戸市）

②就業等の報告義務を明記（笠岡市、鹿嶋市）

③税の納付証明書の提出義務あり（檀原市）

④前文に議会基本条例について明記（笠岡市、防府市、多摩市、鹿嶋市）

⑤政治倫理基準の規定（各市によって異なり、特徴がある）

・・・別途一覧表あり 資料 2-3

（例）・ハラスメントや人権侵害について規定（鹿嶋市、ひたちなか市、宇和島市）

・市職員へ職務の執行を妨げる等の不当行為をしないことを規定（多くの市）

・市税等の納税義務、公共料金の納付、支払いの遵守を規定（鹿嶋市） など

⑥請負・市との契約に関する規定（各市によって異なり、特徴がある）

・・・別途一覧表あり 資料 2-3

⑦その他

| NO | 県名  | 市名                           | 政治倫理条例名             | 1 審査請求                                                                                   | 2 審査会の委員                                                                               | 委員の人数 | 委員の職種など                                                                         | 3 審査会の公開                                                                   | 公開<br>非公開 | 条例の特徴                                                                                                                         |
|----|-----|------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 島根県 | 浜田市                          | 浜田市議会議員政治倫理条例       | 議員2人以上の連署により請求                                                                           | ▼議長が議員のうちから任命する。                                                                       | 13人以内 | 全ての会派、無会派から1名ずつ選出                                                               | （調査審議手続き等の非公開）<br>審査会の行う会議又は調査審議の手続きは公開しない。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、この限りでない。  | 非公開       | 選挙人名簿登録者数＝44,878人（R2.9）                                                                                                       |
| 1  | 鳥取県 | 境港市                          | 境港市議会政治倫理条例         | ▼議員→議員定数の5分の1以上の連署<br>▼議員の選挙権を有する市民（有権者）→100人以上の者の連署                                     | ▼議員の内から議長が指名する委員3人<br>▼識見を有する者の内から議長が委嘱する委員3人                                          | 6人    | 実績がないため回答できない                                                                   | （審査会の会議）<br>出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。                        | 公開        | ・審査会の請求は議員または議員の選挙権を有するもの（有権者100人以上の連署）<br>・選挙人名簿登録者数＝28,408人（R2.9）                                                           |
| 2  | 鳥取県 | 倉吉市                          | 倉吉市議会議員政治倫理条例       | ▼議員→議員定数の5分の1以上の連署<br>▼議員の選挙権を有する市民（有権者）→100人以上の者の連署                                     | ▼市民を代表する者、学識経験者及び議員のうちから、議長が委嘱する                                                       | 10人以内 | 7人（外部4人 公民館関係の連合会、司法書士、地域の役職）<br>議員3人                                           | （審査会の職務及び権限）<br>審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。 | 公開        | ・市民は議員4人以上の連署により請求可                                                                                                           |
| 3  | 鳥取県 | 米子市                          | 米子市議会議員政治倫理条例       | ▼市民→議員4人以上の連署                                                                            | ▼学識経験を有する者のうちから、必要の都度、議長が委嘱する。                                                         | 5人以内  | 市の個人情報保護条例の委員を想定して米子市情報公開・個人情報保護審査会の委員がベース                                      | 明記なし                                                                       | 規定なし      | ・審査会の請求は議員または議員の選挙権を有するもの（有権者100人以上の連署）<br>・選挙人名簿登録者数＝28,408人（R2.9）<br>・宣誓書の提出                                                |
| 4  | 岡山県 | 笠岡市                          | 笠岡市議会議員政治倫理条例       | ▼議員→議員定数の5分の1以上の連署<br>▼議員の選挙権を有する市民（有権者）→100人以上の者の連署                                     | ▼議員のうちから議長が指名する委員6人<br>▼識見を有する者のうちから議長が委嘱する委員2人                                        | 8人    | 過去1度実施<br>・元議会事務局長<br>・元議長<br>※ともに退職後                                           | （審査会の会議）<br>審査会の会議は、原則公開する。                                                | 公開        | ・前文に議会基本条例の制定を明記<br>・市民の役割を明記<br>・就業等の報告義務を明記<br>・選挙人名簿登録者数＝40,996人（R2.9）                                                     |
| 5  | 山口県 | 防府市                          | 防府市議会議員政治倫理条例       | ▼議員→議員定数の8分の1以上の連署<br>▼市民→議員の選挙権を有する者の500分の1以上の者の連署                                      | ▼議員及び学識経験を有する者のうちから、議長が委嘱する。                                                           | 8人以内  | 大学教授、弁護士等を想定                                                                    | （政治倫理審査会）<br>審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の三分の二以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。          | 公開        | ・前文に議会基本条例の制定を明記<br>・政倫審条例を遵守することの誓約書提出<br>・選挙人名簿登録者数＝97,568人（R2.9）                                                           |
| 6  | 大阪府 | 高槻市                          | 高槻市議会議員政治倫理条例       | ▼議員→5人以上の議員の連署<br>▼市民→総数の200分の1以上の連署（※市民とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法の規定に基づき記録されている年齢満18年以上のもの） | ▼社会的信望を有し、かつ、地方行政に関し高い識見を有する者3人<br>▼議員2人                                               | 5人    | 弁護士、公認会計士、大学教授、議員2人                                                             | （会議）<br>出席委員の3分の2以上の同意により、これを非公開とすることができる。                                 | 公開        | ・市民の調査請求権を市民を市内に住所を有し住民基本台帳にある18歳以上の者とし、市民の1/200以上の者と議員の場合は5人以上の議員の連署<br>・住民基本台帳法の規定に基づき記録されている年齢満18年以上＝297,862人              |
| 7  | 東京都 | 多摩市                          | 多摩市議会政治倫理条例         | ▼市民（多摩市選挙人名簿に登録されている者）                                                                   | ▼委員のうち市民委員は5人。社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから、議長が委嘱する。<br>▼議員なし                            | 11人   | 司法関係者（弁護士2）、会計関係者（税理士2）、行政経験者（元都関係者、元市関係者）、市民代表（5）                              | （政治倫理審査会の設置）<br>やむを得ない場合において、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。            | 公開        | ・前文に議会基本条例の制定を明記<br>・市民の調査請求権は選挙人名簿に登録されている者とし、他の市民の連署は不要<br>・審査会を議長の附属機関としている<br>・守秘義務を見出しをつけて規程している                         |
| 8  | 宮城県 | 日南市                          | 日南市議会政治倫理条例         | ▼議員→2人以上の議員の連署<br>▼市民→選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署                                            | 優れた識見を有する者のうちから議長が公正を期して委嘱するものとする。                                                     | 7人    | 弁護士、地元国公立大学の教授、事案に適した団体                                                         | （審査会の設置等）<br>審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。    | 公開        | ・市民は1/100以上の連署、議員は2人以上の連署<br>・選挙人名簿登録者数＝44,364人（R2.9）                                                                         |
| 9  | 奈良県 | <small>カンパツ</small><br>橿原市   | 橿原市議会政治倫理条例         | ▼市民→選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署                                                              | 優れた識見を有する者のうちから議長が委嘱する。                                                                | 5人    | 弁護士、NPO、元警察、元小学校長、元橿原市職員                                                        | （政治倫理審査会の設置）<br>審査会の会議は公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。      | 公開        | ・政倫審条例を遵守することの誓約書提出<br>・税の納付証明書の提出義務あり<br>・選挙人名簿登録者数＝約100,000人                                                                |
| 10 | 茨城県 | 水戸市                          | 水戸市議会政治倫理条例         | ▼選挙人→→100人以上の者の連署                                                                        | 専門的知識を有する者及び法第18条に規定する選挙権を有する者（以下「選挙人」という。）のうちから、議長が公正を期して委嘱する。                        | 5人    | 弁護士2人、公証人（元裁判官）、公認会計士、大学教授                                                      | （政治倫理審査会の設置等）<br>審査会の会議は公開とする。ただし、委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。         | 公開        | ・政倫審条例を遵守することの誓約書提                                                                                                            |
| 11 | 茨城県 | ひたちなか市                       | ひたちなか市議会政治倫理条例      | ▼選挙人→→200人以上の者の連署                                                                        | 政治倫理に関して専門的知識を有する者及び法第18条に規定する選挙権を有する者（以下「選挙人」という。）のうちから、議長が委嘱する。                      | 5人    | (1)専門的知識を有する者 3人<br>弁護士、公認会計士、元教員<br>(2)法第18条に規定する選挙権を有する者<br>元市職員で総務部、議会事務局経験者 | 出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。                                         | 公開        | ・選挙人の調査請求権、200人以上の連署で可                                                                                                        |
| 12 | 茨城県 | 鹿嶋市                          | 鹿嶋市議会政治倫理条例         | ▼議員の選挙権を有する市民（有権者）→100分の1以上の者の連署                                                         | 法律又は会計等当該審査に関する専門的知識を有する者4名をもって組織し、委員は議長が委嘱する。                                         | 4人    | 想定していない                                                                         | 委員の3分の2以上の同意で非公開にすることができる。                                                 | 公開        | ・前文に議会基本条例を明記し、その他の思いも入れている<br>・就業等の報告と公開義務を見出して細かく規定<br>・選挙人名簿登録者数＝56,577人（R2.9）<br>・ハラスメントや人権侵害についてを条文化している                 |
| 13 | 茨城県 | <small>オミヤマツ</small><br>小美玉市 | 小美玉市議会議員の政治倫理に関する条例 | ▼市民→100人の署名、捺印                                                                           | 地方自治の本旨に理解があり、かつ、専門的知識を有する者（以下「有識者」という。）及び法第18条に定める選挙権を有する市民の中から必要な都度、市長の推薦を得て議長が委嘱する。 | 7人以内  | 想定していない                                                                         | 委員の3分の2以上の同意で非公開にすることができる。                                                 | 公開        | ・審査会の委員の報酬を条例に入れている（1万）<br>・市民の調査請求権（100人以上の署名）                                                                               |
| 14 | 愛媛県 | 宇和島市                         | 宇和島市議会政治倫理条例        | ▼議員→3人以上の議員の連署<br>▼市民→議員の選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署                                         | 有識者                                                                                    | 8人以内  | 扱う案件による                                                                         | 明記なし                                                                       | 規定なし      | ・議員及び市民の責務を規定<br>・セクハラ、パワハラ等の人権侵害を条文に入れている<br>・請負契約の辞退<br>・審査会委員の有権者8人以内は議運に諮って任命<br>・違反の措置を細かく規定<br>・選挙人名簿登録者数＝63,992人（R2.9） |

**地方自治法**〔関係私企業への就職の制限〕  
**第九十二条の二** 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に對し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

| NO | 県名  | 市名  | 政治倫理基準に関する規定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 請負・市との契約に関する規定                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|-----|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 島根県 | 浜田市 | (政治倫理基準の遵守等)<br>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。<br>(1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。<br>(2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。<br>(3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。<br>(4) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。<br>(5) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。<br>2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。                                                                                                                                                                                        | (請負契約に関する遵守事項)<br>第4条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、自らが役員と同程度の執行力又は責任を有すると認められる法人等に対し、市が発注する工事、製造等の請負に係る <b>契約の締結の自粛を求める</b> よう努めるものとする。                                                                                                                                               |
| 1  | 鳥取県 | 境港市 | (政治倫理基準)<br>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「倫理基準」という。）を遵守しなければならない。<br>(1) 議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。<br>(2) 議員の地位を利用して公正を疑われるような金品を授受しないこと。<br>(3) 市及び本市行政と密接な関係のある法人（以下「市等」という。）が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は工事請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約（以下「工事請負契約等」という。）に関し、特定のもののために不正な働きかけをしないこと。<br>(4) 市職員の採用、昇任、降任、異動その他の人事について、その地位を利用して、影響力を行使しないこと。<br>(5) 政治活動に関して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に取扱いをよう措置すること。<br>(6) <b>市等の職員の公正な職務遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。</b><br>2 前項に規定する倫理基準の運用に当たっては、議員の正当な活動を制限することのないよう留意しなければならない。                                                                                                                                       | (工事請負契約等に関する遵守事項)<br>第5条 議員は、自らが実質的に経営に関与する企業と市等との間で締結する工事請負契約等に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、 <b>市民に疑念を生じさせないよう努めなければならない。</b>                                                                                                                                                        |
| 2  | 鳥取県 | 倉吉市 | (政治倫理基準)<br>第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を守らなければならない。<br>(1) 市民の議会に対する信頼を失墜させるような、議員としての品位を著しく損なう行為を行わないこと。<br>(2) 自己の利益又は特定の者の利益若しくは不利益を生じさせるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしないこと。<br>(3) 市民に疑念を抱かせないよう、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で自らが役員をし、又はそれと同等の影響力を有しているものに法令を遵守させること。<br>(4) 市の職員又は市の関係団体の役員若しくは職員（以下「市等の役職員」という。）に対し、公正な職務の執行を妨げるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしないこと。<br>(5) その地位を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動又は性的な言動により、 <b>市等の役職員に対し、精神的又は身体的に苦痛を与えないこと。</b><br>(6) 公正を疑われるような金品その他経済的利益を与え、又は得ないこと。<br>(7) 公正を疑われるような公金の支出の要求をしないこと。<br>(8) 道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。<br>(9) 議員の資金管理団体及び後援団体に、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けさせないこと。<br>(10) <b>暴力団その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）を利用し、若しくは暴力団等に利用され、又は暴力団等の活動に関与しないこと。</b>      | (兼業の自粛)<br>第5条 議員は、市に対し請負をする法人等又は市から財政的補助を受ける法人等の <b>役員に就任することを自粛するよう</b> 努めるものとする。                                                                                                                                                                                                             |
| 3  | 鳥取県 | 米子市 | (政治倫理基準)<br>第4条 議員は、市の職員並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（以下「出資法人」という。）及び市の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市の指定を受けた者をいう。以下同じ。）の役職員（以下「市職員等」という。）に対し、その地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働き掛けをしてはならない。<br>(1) 公共工事その他請負等のあっせん<br>(2) 市職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与<br>(3) 許認可及び補助金その他の給付の決定への関与<br>(4) 前3号に掲げるもののほか、 <b>市職員等の公正な職務の執行の妨げとなる行為</b><br>2 議員は、その地位を利用して、いかなる金品も受領してはならない。<br>3 議員は、その地位を利用して、特定の個人又は団体に対して嫌がらせをし、強制し、又は圧力を掛ける行為をしてはならない。<br>4 <b>議員は、いかなる場合であっても、人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。</b><br>5 議員（議員の後援団体を含む。次項において同じ。）は、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けてはならない。<br>6 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の選挙に関する法令で禁止されている寄附、飲食物の供与等その他不正であるとの疑惑を持たれる行為をしてはならない。                 | (市の事務及び事業との関係)<br>第5条 議員（議員の関係者（議員の配偶者、2親等以内の親族又は同居の親族をいう。）及び議員が関係する企業（議員が役員を務め、又は実質的に経営に携わる企業（出資法人を除く。）をいう。）を含む。）は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を鑑み、市が行う工事その他の事務又は事業に関し、市民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。                                                                                                    |
| 4  | 岡山県 | 笠岡市 | (政治倫理基準)<br>第4条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）等の諸規定とともに、次の各号に掲げる政治倫理基準を厳守しなければならない。<br>(1) 市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。<br>(2) 市民全体の利益のみを指針として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。<br>(3) 市が行う許可、認可又は請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約に関し、特定の企業又は団体のため不正な許認可又は契約をするよう働きかけないこと。<br>(4) 市職員の採用、昇格及び異動に関し、その地位を利用して、不正に影響力を行使しないこと。<br>(5) 政治活動に関して、会社、労働組合その他の団体（政党及び政治団体を除く。）から寄附を受けないこと。<br>また、議員の後援団体についても、政治的・道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。<br>(6) <b>国若しくは地方自治体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</b><br>2 議員は、前項に規定する政治倫理基準に反すると疑惑を持たれたときは、自ら進んで真摯かつ誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。 | 【関連】<br>(就業等の報告義務)<br>第5条議員は、 <b>自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（出資団体を除く。以下「法人等」という。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止したとき又は職を辞したときも同様とする。</b><br>(1) <b>収益事業を営む法人等</b><br>(2) <b>市の許認可が必要な事業を営む法人等</b><br>(3) <b>市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等</b> |



| NO | 県名  | 市名          | 政治倫理基準に関する規定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 請負・市との契約に関する規定                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|-----|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5  | 山口県 | 防府市         | (政治倫理基準)<br>第三条 議員が遵守すべき政治倫理基準は、次に掲げるとおりとする。<br>一 市民の代表者として品位と名誉を損なうような行為をしないこと。<br>二 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して金品を授受しないこと。<br>三 市(市が出資している法人及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を含む。以下同じ。)が行う許可、認可その他の処分又は市が締結する工事、製造その他の請負契約(下請負を含む。)、業務委託契約、賃貸借契約若しくは物品購入契約に関して、特定のものに対して有利な取り計らい又は妨害若しくは排除をするよう働きかけないこと。<br>四 市の職員に対し、自らの権限又は地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしないこと。<br>五 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関して、不当に関与しないこと。<br>六 政治活動に関して、企業又は団体(政党及び政治団体を除く。)から寄附を受けないこと。<br>また、議員の後援団体についても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 6  | 大阪府 | 高槻市         | (政治倫理基準の遵守)<br>第2条 議員は、公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。<br>(1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関して疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。<br>(2) 市民全体の代表者として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと。<br>(3) 市が行う許可、認可等の処分又は行政指導に関し、正当な理由なく、特定の個人又は団体(以下「特定のもの」という。)に対して有利又は不利となる取り計らいをしないこと。<br>(4) 市又は市の出資法人が締結する請負契約、業務委託契約、物品購入契約その他の契約に関し、正当な理由なく、特定のものに対して有利又は不利となる取り計らいをしないこと。<br>(5) 市職員の公正な職務の執行を妨げ、市職員の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。<br>(6) 市職員の採用、昇格及び異動に関し、議員の地位による影響力を行使しないこと。<br>(7) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこととし、議員の後援団体に対しても同様に取扱うよう措置すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 7  | 東京都 | 多摩市         | (政治倫理基準)<br>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。<br>(1) 市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、それを害する行為、不正の疑惑をもたれる行為をしないこと。<br>(2) 常に市民全体の利益をその指針として行動するものとし、その地位を利用し、社会的通念を逸脱する金品は授受しないこと。<br>(3) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。また、その後援団体についても同様に措置すること。<br>(4) 市が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | (市との請負契約等に関する遵守事項)<br>第13条 議員、議員の配偶者若しくは議員の2親等内の親族が役員をする法人等又は議員が実質的に経営に携わっている法人等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に対して疑惑の念を生じさせないため、市との請負契約等を辞退しなければならない。<br>2 前項の規定は、議員の職を退いた後1年以内にある者(以下「退職議員」という。)、退職議員の配偶者若しくは退職議員の2親等内の親族が役員をする法人等又は退職議員が実質的に経営に携わっている法人等について準用する。 |
| 8  | 宮崎県 | 日南市         | (政治倫理基準)<br>第4条 議員は、前条に規定する責務を全うするとともに、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守するものとする。<br>(1) 市民全体の代表として社会的な信用の失墜並びに品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。<br>(2) その地位を利用し、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)に該当するか否かを問わず、金品の授受又は飲食の供与といった行為をしないこと。<br>(3) 市又は市の出資法人等(市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人及び市が補助金を交付しているなど市と密接な関係があると認められる団体をいう。)が行う工事等(下請工事を含む。)の請負契約、業務委託契約(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定管理者に行わせる公の施設の管理業務に係るものを含む。)、物品購入契約その他の契約に関して、特定の者に有利又は不利となるような働きかけをしないこと。<br>(4) 市が行う許可、認可若しくは処分又は行政指導に関し、特定の者に対して有利又は不利となるような働きかけをしないこと。<br>(5) 市の職員(非常勤職員を含む。以下同じ。)の採用又は異動その他人事に関して、推薦又は紹介その他一切の関与をしないこと。<br>(6) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権威若しくは地位による影響力を不正に行使させるような行為又はその疑いを受けるおそれのある態度をとらないこと。                                                                                                                                                                      | (市が行う契約に関する遵守事項)<br>第5条議員は、地方自治法第92条の2の規定を遵守し、市民に対し疑惑の念を生じせしめることのないように努めるものとする                                                                                                                                                                                               |
| 9  | 奈良県 | カシハラ<br>橿原市 | (政治倫理基準)<br>第4条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、自ら進んでその高潔性を実証するとともに、常に市民全体の利益を擁護し、公共の利益を損なうことがあってはならない。<br>また、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。<br>(1) 市民全体の代表として社会的な信用の失墜並びに品位及び名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。<br>(2) その地位を利用し、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)に該当するか否かを問わず、金品の授受又は飲食の供与といった行為をしないこと。<br>(3) 市又は市の出資法人等(市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人及び市が補助金を交付しているなど市と密接な関係があると認められる団体をいう。)が行う工事等(下請工事を含む。)の請負契約、業務委託契約(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定管理者に行わせる公の施設の管理業務に係るものを含む。)、物品購入契約その他の契約に関して、特定の者に有利又は不利となるような働きかけをしないこと。<br>(4) 市が行う許可、認可若しくは処分又は行政指導に関し、特定の者に対して有利又は不利となるような働きかけをしないこと。<br>(5) 政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。<br>(6) 市の職員(非常勤職員、嘱託職員及び臨時職員を含む。以下同じ。)の採用又は異動その他人事に関して、推薦又は紹介その他一切の関与をしないこと。<br>(7) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限若しくは地位による影響力を不正に行使させるような行為又はその疑いを受けるおそれのある態度をとらないこと。 | (市が行う契約に関する遵守事項)<br>第5条議員は、地方自治法第92条の2の規定を遵守し、市民に対し疑惑の念を生じせしめることのないように努めるものとする。                                                                                                                                                                                              |

| NO | 県名  | 市名       | 政治倫理基準に関する規定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 請負・市との契約に関する規定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|-----|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | 茨城県 | 水戸市      | <p>（政治倫理基準）</p> <p>第4条 議員は、次の各号に掲げる基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。</p> <p>（1） 市民全体の代表者として、その品位又は名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。</p> <p>（2） 市民全体の利益を指針として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>（3） 特定のものの利益を目的として、市が行う許可、認可等又は市若しくは市が資本金等の2分の1以上を出資し、若しくは出えんしている法人（以下「出資法人」という。）が行う売買、貸借、請負その他の契約（以下「市契約等」という。）に関し、その地位を利用し、不正に影響力を行使しないこと。</p> <p>（4） 市又は出資法人の職員の採用、昇格等の人事に関し、その地位を利用し、不正に影響力を行使しないこと。</p> <p>2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                         | <p>（市契約等に関する遵守事項）</p> <p>第5条議員、議員関係者（議員の配偶者、2親等以内の親族又は同居の親族をいう。以下同じ。）又は議員関係企業（議員が役員を務め、又は実質的に経営に携わる企業（出資法人を除く。）をいう。以下同じ。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市契約等に係る受注を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の「実質的に経営に携わる企業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>（1） 議員が資本金又はこれに準ずるものの3分の1以上を出資している企業</p> <p>（2） 議員が年額3,000,000円以上の報酬又は顧問料の給付を受けている企業</p> <p>（3） 議員がその経営方針に関与している企業</p> <p>3 議員は、第1項の規定により市契約等に係る受注を辞退するときは、市契約等の辞退届を議長に提出するものとする。</p> <p>4 議長は、前項の辞退届の提出があったときは、その写しを市長に送付しなければならない。</p> |
| 11 | 茨城県 | ひたちなか市   | <p>（政治倫理基準）</p> <p>第3条 議員は、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、不正又は不適正の疑惑を持たれることがないよう次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>（1） 議員の地位を利用した不適切な金品の授受</p> <p>（2） 議員の地位を利用した市が行う工事等の契約への関与</p> <p>（3） 議員の地位を利用した市職員の公正な職務執行の妨げ</p> <p>（4） 議員の地位を利用した市職員の採用、昇格等の人事への関与</p> <p>（5） 道義的に批判を受けるおそれのある寄付の受入れ</p> <p>（6） セクシュアルハラスメント（性的な言動に起因する問題をいう。）などの嫌がらせをし、強制をし、又は圧力をかける行為その他人権侵害のおそれのある行為</p> <p>2 議員は、前項に規定する事項に違反する行為をしたとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                | <p>（議員の兼業に関する事項）</p> <p>第4条議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議員の兼業に関して市民に疑惑を生じさせることのないよう努めなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 12 | 茨城県 | 鹿嶋市      | <p>（政治倫理基準）</p> <p>第3条 議員は、公職にある者に対し適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守するよう努めなければならない。</p> <p>（1） その権限、地位を利用して、職務の公正を疑われるような金品の授受をしてはならない。また、利欲の追求もしてはならない。</p> <p>（2） 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位を利用し、不当な働きかけをしてはならない。</p> <p>（3） 市税等の納税義務を果たすとともに、公共料金の納付、支払いを遵守しなければならない。</p> <p>（4） 市民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、議員としての職務について、疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。</p> <p>（5） ハラスメント、その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。</p> <p>（6） 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人（以下「市等」という。）が行う許認可等の処分や、公共工事などの契約に関し、議員は、特定の個人、企業又は団体が有利又は不利になるような働きかけをしてはならない。</p> <p>（7） 市職員の採用、昇任又は人事異動について、特定の職員が有利又は不利になるような取扱いの要求をしてはならない。</p> <p>（8） 政治活動に関して、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附をしてはならない、又は受けてはならない。また、議員の後援団体についても同様の取扱いの措置をしなければならない。</p> | <p>（市との契約に対する遵守事項）</p> <p>第4条 議員は、自らが実質的経営に関与している企業又は直接の利害関係にある企業と市等の間で締結する請負契約及び指定管理者の指定等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑念を生じさせないよう努めなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 13 | 茨城県 | オミタマ小美玉市 | <p>（議員の政治倫理基準）</p> <p>第3条 議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>（1） 市民全体の奉仕者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>（2） 常に人格と倫理の向上に努めることにより、職務の公正さを堅持し、自己の地位を利用した不正行為による報酬、利益その他一切の金品の授受の行為をしないこと。</p> <p>（3） 政治活動に関する寄付行為について、政治的又は道義的批判を受けることをしないこと。議員の後援団体についても同様とする。</p> <p>（4） 市が行う認可、許可、命令に関して、特定の業者のために有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>（5） 市職員採用に関して、推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>（6） 市が行う請負契約及び一般物品契約に関して、特定の業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、第5条に定める政治倫理審査会に出席し、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。</p>                                                                                           | <p>（契約等に関する遵守事項）</p> <p>第4条 議員、その配偶者、2親等以内の親族及び同居の親族が関与する企業は、市及び市が構成団体となっている公共団体（以下「市等」という。）に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の趣旨に則り、工事請負、物品納入及び業務委託の契約（以下「契約」という。）並びに請工事を辞退しなければならない。</p> <p>2 議員は、前項の規定により関係企業が契約を辞退するときは、市民に疑惑を持たれないように責任をもって関係企業の辞退届を提出するものとする。</p> <p>3 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に議長に提出するものとする。</p> <p>4 議長は、前項の辞退届の提出があったときは、その写しを市長に送付しなければならない。</p> <p>5 議員、その配偶者、2親等以内の親族及び同居の親族が関与する企業の範囲については、規則で定める。</p>                                                                                |

| NO | 県名  | 市名   | 政治倫理基準に関する規定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 請負・市との契約に関する規定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|-----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14 | 愛媛県 | 宇和島市 | <p>（政治倫理規準）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>（1） 市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為及びその職務に関し不正の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。</p> <p>（2） 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>（3） 市及び市が関係する団体（以下「市等」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦し、又は紹介する等有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>（4） <b>市職員等の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけをしないこと。</b></p> <p>（5） 市等が行う許可、認可、請負その他の契約に係る企業、団体及び事業主から政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その後援団体についても政治的、道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。</p> <p>（6） 市職員等の採用、昇任又は人事異動に関して、特定の個人を推薦し、又はこれらの人事に介入しないこと。</p> <p>（7） 暴力団等反社会的勢力を利用しない、暴力団等反社会的勢力に利用されない、又は暴力団等反社会的勢力に関与しないこと。</p> <p>（8） <b>セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</b></p> <p>（9） 市から活動及び運営に対する補助並びに助成を受けている団体等（以下「団体等」という。）の役員に就任することは妨げないが、その地位による影響力を不正に行使しないこと。ただし、団体等の長については、就任しないように努めること。</p> <p>2 議員は、政治倫理規準に違反する事実があるとの疑惑をもたれ、政治的又は道義的な批判を受けたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明するよう努めなければならない。</p> | <p><b>（請負契約の辞退）</b></p> <p>第4条 議員は、個人が役員をなす法人等が請負をすること等の禁止を定めた地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の趣旨を尊重し、議員が役員と同程度の執行力及び責任を有する法人等は、市等が行う工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約（以下「請負契約等」という。）の<b>入札に参加すること</b>ができない。また、これらの契約を随意契約によることもできない。</p> <p>2 前項の規定の適用については、<b>災害等特別な理由があるとき</b>はこの限りでない。</p> <p><b>（請負辞退の範囲等）</b></p> <p>第5条 前条の適用に当たっては、次のいずれかに該当するものとする</p> <p>（1） <b>議員の配偶者及び同居の親族が経営する法人等</b></p> <p>（2） <b>議員の2親等以内の親族が経営し、かつ、議員が年額120万円以上の報酬</b>（住宅、自動車その他の便宜供与を含む。以下この項において同じ。）を受けている法人等</p> <p>（3） <b>議員が現に、1／3以上の株式等を有している法人等</b></p> <p>2 前項の規定に該当する法人等がある議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係企業の請負契約等の辞退届を提出させるよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、第1項に規定する法人等がある場合は、議長に兼業報告書を提出し、1年に1度市広報・宇和島市議会のホームページ等への掲載により公表する。</p> |